令和８年２月２４日から
みなさまの
住所の表し方が変わります。

岐 阜 市

◎鏡島東地区の皆さまへ

現在、鏡島東地区の住所は、岐阜市鏡島〇〇番地という「番地制度」で表しています。番地制度で住所を表している地域の中には、分筆等により欠番や枝番が生じたり、同一地番にたくさんの世帯が住んでおられる等、住所が大変複雑になっているところもあります。

このような混乱を解消するため、岐阜市におきまして、昭和 37 年 5 月に制定された「住居表示に関する法律」に基づき、合理的な住居表示を実施してきました。

つきましては、鏡島東地区におきまして、令和８年２月２４日（火）に住居表示を実施させていただきますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

◎新しい住所の表示

新しい住居表示の表し方は、従来の番地を使わず「新町名」と街区符号「番」及び、住居番号「号」 の三つで住所を表すことになります。

街区符号とは

町区域の中を道路・水路等で幾つかの街区に分け、この街区に一定の順序で番号をつけます。

これを街区符号といい「番」で表します。

住居番号とは

下の図のように一定の角を起点として、右まわりに振られた基礎番号に基づき、建物に付けられた番号を住居番号といい「号」で表します。

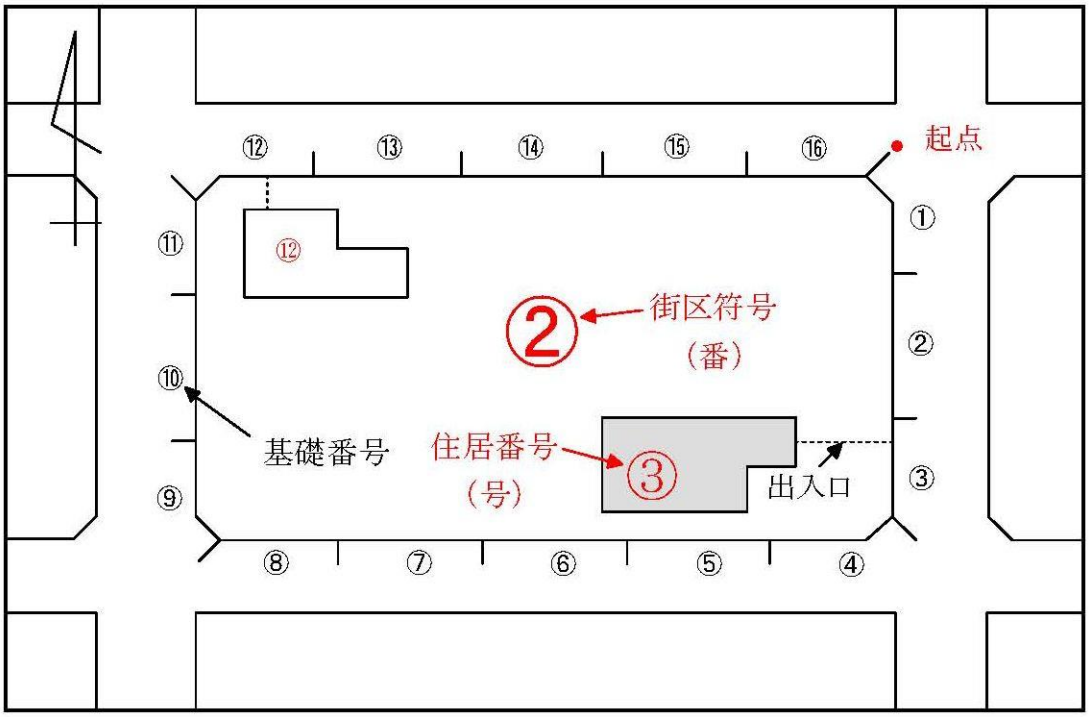

＊この例図は説明用に作成したもので、現地の状況とは一致しておりません。

◎戸籍の本籍の表示

戸籍の本籍欄の表示は、その人の戸籍をどこに置いているかを示すもので、住所を表すものではありません。本籍は新町名と街区符号で表します。

今回の住居表示実施区域内に本籍のある方は、本籍の表示が変わるため、住居表示実施日（令和８年２月２４日）以降、戸籍筆頭者（筆頭者が除籍の場合は筆頭者に代わる方）に対して「本籍地町名番号変更について（お知らせ）」を送付し、変更後の本籍をお知らせします。

（例１）

住所	実　施　前	岐阜市鏡島１２３４番地５６
	実　施　後	岐阜市　鏡島東一丁目　２番　４号 ↓　↓　↓ 町名　街区符号　住居番号
本籍	実　施　前	岐阜市鏡島１２３４番地５６
	実　施　後	岐阜市　鏡島東一丁目　２番 ↓　↓ 町名　街区符号

（例２）…３階建以上の共同住宅

住所	実　施　前	岐阜市鏡島９８７番地６５
	実　施　後	岐阜市　鏡島東二丁目　３番　４－５０６号 ↓　↓　↓ 町名　街区符号　住居番号
本籍	実　施　前	岐阜市鏡島９８７番地６５
	実　施　後	岐阜市　鏡島東二丁目　３番 ↓　↓ 町名　街区符号

◎住居表示の実施後は、新しい住所・本籍を使用するようにしてください。
ただし、自治会などの組織や名称は、住居表示が実施されても変更する必要はありません。

◎不動産の所在地番及び登記名義人の住所等の表示

不動産の登記簿の所在地番は、住所を表すものではありません。

住居表示実施日令和８年２月２４日から次のとおり変更されます。

登記簿の所在地番は、住居表示実施日以降、順次変更されます。

（例）

〈今までの書き方〉　　〈新しい書き方〉

岐阜市大字鏡島字長瀬 1234 番 56→ 岐阜市鏡島東一丁目　２番　４

（新町名）　（親番）（枝番）

（新地番）

＊ 土地の新地番は住居表示の「街区符号」と同じ番号の「親番」と、街区内の土地の１筆ごとにつける「枝番」に変わります。

＊ 登記簿の所在地番及び登記名義人の住所等は次ページのとおりです。

＊ 変更手続については、この冊子の１２ページをご覧ください。

（参考）土地の登記事項の例

表 題 部 （土地の表示）		調整	平成9年8月25日	不動産番号	2000010234567
地図番号	余　白	筆界特定	余　白		
所　　在	岐阜市大字鏡島字菖蒲池			余　白	
	岐阜市鏡島東一丁目			令和８年２月２４日変更 令和８年３月３０日登記	
①地 番	②地　目	③ 地　積　㎡		原因及びその日付 〔登記の日付〕	
１２３４番５６	宅地	１２５	２５	余　白	
２番４	余　白	余　白		①変更 〔令和８年３月３０日〕	

土地の【所在】【地番】については、
法務局で書換えを行いますので手続の必要はありません。

権 利 部 （ 甲 区 ） （ 所 有 権 に 関 す る 事 項 ）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成２３年６月７日 第１２３４号	原因　平成２３年６月７日売買 所有者　岐阜市鏡島１２３４番地５６ 鏡 島 太 郎
付記１号	１番登記名義人住所変更	令和８年４月２３日 第５６７８号	原因　令和８年２月２４日住居表示実施 住所　岐阜市鏡島東一丁目２番４号

【権利部（甲区）】（または乙区）の権利者等の住所については、
ご自身で変更の手続をしていただくことになります。

◎住居表示によって住所が変更されたことを証明する書面は、住民票の写しとは別に、令和８年２月２４日から市民課、各事務所、JR 岐阜駅ステーションプラザにて無料で発行できます。

◎登記簿などの住所を変更されるときは、住所変更の証明書を添付すれば登録免許税は免除されます。登記の住所変更に必要となる申請用紙は配布しておりますが、不足等の場合は、市民課にも用意してありますので、気軽にお問い合わせください。

◎自動車運転免許証をお持ちの方の住所及び本籍変更の手続は、岐阜中警察署の協力を得て別に出張受付を実施いたします。詳しいことは、別添「住居表示実施に伴う運転免許証の住所等変更のお知らせ」をご覧ください。

◎市役所が手続を行うもの

市が管理している公簿類は、市役所で書き換えます。

公簿名	訂正欄	説明
住民基本台帳 印鑑登録原票 選挙人名簿 学齢簿など	住所欄	市役所において新住所に書き換えます
戸籍簿	本籍欄	市役所において新本籍に書き換えます

◎街区表示板、住居番号表示板の取付け

皆さまのお宅の玄関あるいは門柱など道路に面した見やすいところへ住居番号表示板を取り付けます。

また、各街区の四つ角近くにも街区表示板を取付けます。

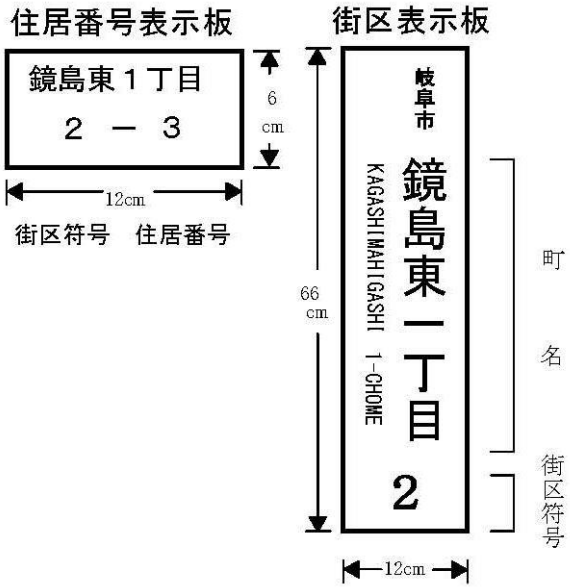

◎住所変更通知の無料「はがき」の利用について

新しい住所を、親せきや知人、取引先等の日常通信の多い方へお知らせしていただくために、郵便局から１世帯 50 枚の無料はがきが配布されます。詳しいことは、この冊子の１４ページをご覧ください。

◎建物等を新築・改築したとき

令和８年２月２４日以降に家を新築・改築したときは、「建物等新築届」を、増築等により道路への出入りが変わったときは、「住居番号変更等の申出書」を市民課住居表示係までお出しください。なお、それぞれの用紙は岐阜市ホームページに掲載のほか市民課、各事務所の窓口にて用意しております。

◎皆さまのご理解とご協力を

このようにして、令和８年２月２４日から住居表示が実施されます。
実施日以降は、新しい住所を使用して頂きますようお願いいたします。

◎住居表示実施による住所の変更手続にかかる事項

主なものを記載しましたので、お手数ですが、それぞれ定められた手続をしていただきますようお願いいたします。下記のほかにも、各種免許証・許可証、届出等がある場合は、各関係機関にお問い合わせのうえ、手続をお願いします。

電気（中部電力）、上下水道、ガス（東邦ガス、新日本ガス）、NHK、固定電話（NTT）などの公共サービスには、住所変更の手続は必要ありません。

（１）手続の種類

手続の種類				
	該当者	手続の場所	期間	持ち物
国民健康保険資格確認書の住所				
	国民健康保険資格確認書をお持ちの方（資格情報のお知らせをお持ちの方は手続不要です。）	国保・年金課及び各事務所	住所の書き換えを希望するとき	資格確認書、本人確認書類（官公署発行のもので、顔写真付のもの１点、顔写真付でないものは２点）
福祉医療費受給者証の住所				
	福祉医療費受給者証をお持ちの方	福祉医療課及び各事務所、各保健センター	住所の書き換えを希望するとき	福祉医療費受給者証、本人確認書類（官公署発行のもので、顔写真付のもの１点、顔写真付でないものは２点）
後期高齢者医療資格確認書の住所				
	後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方	福祉医療課	住所の書き換えを希望するとき	資格確認書、本人確認書類（官公署発行のもので、顔写真付のもの１点、顔写真付でないものは２点）
介護保険被保険者証の住所				
	介護保険被保険者証をお持ちの方	手書きで書き換えてください。		
精神障害者保健福祉手帳				
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	保健所、各保健センター	住所の書き換えを希望するとき	精神障害者保健福祉手帳
自立支援医療（精神通院）				
	受給者証をお持ちの方	保健所、各保健センター	住所の書き換えを希望するとき	受給者証

手続の種類				
	該当者	手続の場所	期間	持ち物
自立支援医療（更生医療）				
	受給者証をお持ちの方	障がい福祉課 福祉事務所柳津分室	速やかに	受給者証
身体障害者手帳の住所				
	身体障害者手帳をお持ちの方	障がい福祉課 福祉事務所柳津分室	速やかに	身体障害者手帳
療育手帳の住所				
	療育手帳をお持ちの方	障がい福祉課 福祉事務所柳津分室及び各事務所	速やかに	療育手帳
パスポート				
	お持ちの方	岐阜県旅券センター、市民課	届出の必要はありません	
マイナンバーカードおよび電子証明書　＊詳しいことは、この冊子の１１ページをご覧ください。				
	マイナンバーカードをお持ちの方	市民課及び各事務所	速やかに	マイナンバーカード
特別永住者証明書、在留カード				
	外国人住民	市民課及び各事務所	速やかに	特別永住者証明書 在留カード
自動車運転免許証				
	自動車運転免許証をお持ちの方	県内の警察署	速やかに	住居表示変更証明書、自動車運転免許証
自動車・オートバイ等の所有者及び使用者の住所				
	125cc 以下の原付自転車や小型特殊自動車の所有者	税制課	手続の必要はありません。	
	３・４輪の軽自動車の所有者	軽自動車検査協会岐阜事務所	期間はありません	住居表示変更証明書、車検証、印鑑
	普通自動車や二輪車（125cc を超えるもの）の所有者	岐阜運輸支局	１５日以内	住居表示変更証明書、車検証、印鑑等 詳細は岐阜運輸支局へお問い合わせの上、手続をしてください。
国民年金				
	受給者・加入者	国保・年金課	手続の必要はありません。	
飲食店等の営業許可証の住所				
	営業許可証をお持ちの方	営業所の所在地を管轄する保健所	手続の必要はありません。	

手続の種類				
	該当者	手続の場所	期間	持ち物
風俗営業、古物営業等許可証の住所				
	営業許可書をお持ちの方	営業所の所在地を管轄する警察署	住所の書き換えを希望するとき	住居表示変更証明書、営業許可証、印鑑

＊勤務先、学校、銀行、電気（小売電気事業者）、電話（携帯）、保険会社、クレジットカードなどで住所変更が必要なものもありますので、それぞれお手数ですが確認のうえ、手続をお願いします。

＊各種手続の上で、代書人（司法書士等）に依頼される場合、代行手数料は自己負担となります。

（２）主な手続機関

関係機関		住所	電話番号
岐阜市役所		岐阜市司町 40 番地 1	058-265-4141（代）
	市民課	〃	058-214-2853
	国保・年金課　国保担当	〃	058-214-4315
	国保・年金課　年金担当	〃	058-214-2086
	介護保険課	〃	058-214-2091
	福祉医療課	〃	058-214-2127（福祉医療係） 058-214-2128（後期高齢者医療係）
	障がい福祉課	〃	058-214-2135
	税制課	〃	058-265-3908
岐阜市保健所　食品衛生課		岐阜市都通二丁目 19 番地 4 階	058-252-7194
岐阜市保健所　地域保健課		岐阜市都通二丁目 19 番地 1 階	058-252-7191
岐阜地方法務局		岐阜市金竜町五丁目 13 番地 岐阜合同庁舎内	058-245-3181（代）
岐阜北年金事務所		岐阜市大福町三丁目 10 番地 1	058-294-6364
岐阜中警察署		岐阜市美江寺町二丁目 10 番地	058-263-0110（代）
岐阜運輸支局		岐阜市日置江 2648 番地 1	050-5540-2053
軽自動車検査協会　岐阜事務所		羽島市福寿町千代田三丁目 83 番地	050-3816-1775
岐阜県旅券センター		岐阜市薮田南五丁目 14 番 53 号 ＯＫＢふれあい会館 2 階	058-277-1000

◎マイナンバーカードおよび電子証明書について

マイナンバーカードの住所を変更しますので、住居表示実施日の令和８年２月２４日以降に手続をしてください。住居表示実施日以降の開庁日であれば手続はいつでも可能です。なお、住居表示実施日から２週間程度は、窓口の混雑が予想されます。

【必要なもの】

① マイナンバーカード

② 交付時に設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号（４桁の数字。不明な場合は本人が暗証番号を再設定する必要があります。再設定にはマイナンバーカード以外にもう１点本人確認書類が必要になります。）

③ 交付時に設定した署名用電子証明書の暗証番号【原則１５歳以上の方のみ】（６桁～１６桁の英数字。不明な場合は本人が暗証番号を再設定する必要があります。）

＊住民票が同一世帯のご家族で、上記②の暗証番号が分かる場合に限り、代理でマイナンバーカードの券面の住所変更手続をすることができます。委任状は不要ですが、代理人の本人確認資料（運転免許証等）が必要になります。なお、代理人による署名用電子証明書の発行はできません。

＊e-Tax 等で使用する署名用電子証明書（公的個人認証サービス）は、住居表示実施による住所の変更に伴い、新しい署名用電子証明書の発行手続が必要です。e-Tax で確定申告をされる方は、確定申告を行う２日以上前に必ず手続を行ってください。

＊マイナンバー通知カードについては、新住所の記載ができません。マイナンバーは変わりませんので、引き続きマイナンバー確認用の書類として保管してください。

【手続場所】

市民課（平日８：３０～１７：３０）、各事務所（平日９：００～１７：００）

【問い合わせ先】

市民課　住民記録係　　電話番号　０５８－２１４－７５５３

◎不動産（土地・建物）登記手続について

<table>
<tr><th>変更していただく届出等
（事　柄）</th><th>届　出　先</th><th>必要書類など</th><th>期　限</th></tr>
<tr><td>土地・建物等不動産所有者の住所変更登記</td><td rowspan="2">不動産の所在地を管轄する法務局

岐阜地方法務局の管轄

岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、本巣郡北方町

＜問合せ先＞
岐阜地方法務局
〒500-8729
岐阜市金竜町 5-13
岐阜合同庁舎内
☎058-245-3181（代）

その他の市町村の管轄は法務局のウェブサイトでお調べください。</td><td rowspan="2">・登記申請書

・住居表示変更証明書

・印鑑（みとめ印可）</td><td rowspan="2">令和１０年３月３１日

令和８年４月１日から氏名住所（法人の場合は名称住所）について変更があったときは、変更日から２年以内に変更登記をすることが法律上の義務になります。令和８年４月１日より前に住所等に変更があった場合も義務化の対象となり、この場合は令和１０年３月３１日までに住所等の変更登記が必要です。</td></tr>
<tr><td>土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記</td></tr>
</table>

登記申請書作成上の注意

（１）申請人はその土地の登記簿の所有者です。登記簿の所有者が記名押印した申請書を、使者が法務局に提出することもできます。使者が提出する場合は委任状は不要です。申請書の余白に鉛筆で使者の氏名と電話番号を書いてください。

（２）申請書は次ページの記載例を参照して作成してください。

（３）登記原因証明情報として、住居表示変更証明書（令和８年２月２４日以降、市から配付される証明書）を添付してください。添付した場合、登録免許税はかかりません。

（４）文字はインク、黒色ボールペン等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

（５）登記申請書の用紙（ひな形）は各世帯（各法人）に１枚ずつお配りしますが、記載例に従いパソコン等で印刷したものも使用できます。

＊１枚の申請書で、複数の不動産について申請することもできます。

（６）申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。

申請書が２枚以上になるときは、申請人の印でつづり目に割印してください。

（７）郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、簡易書留郵便により送付してください。登記完了後に「登記完了証」を交付しますので、登記完了証を返送するための郵便切手を貼った返信用封筒（簡易書留またはレターパックプラス）を同封してください。

（８）登記申請書の作成等について、手続案内を希望される方は、事前に法務局で予約が必要です。

記載例

約 5cm　受付シール貼付スペース

登　記　申　請　書

登記の目的　３番所有権登記名義人住所変更　住所を変更する名義人は登記簿の甲区何番であるかを書く。

原　　因　令和８年２月２４日住居表示実施

変更後の事項　住所　岐阜市鏡島東四丁目２番３号　新住所

丁目は漢字
４丁目×
四丁目〇

申　請　人　岐阜市鏡島東四丁目２番３号　新住所

鏡　島　太　郎　㊞　みとめ印可

連絡先の電話番号　０９０－１２３４－１２３４

添付書類　住居表示変更証明書

令和８年３月２６日申請　岐阜地方法務局

提出日　郵送時は空欄

登録免許税　登録免許税法第５条第４号

不動産の表示　所有している不動産の所在、地番、家屋番号

所　　在　岐阜市金岡町
地　　番　１００番
地　　目　宅　　地
地　　積　１２３．４５平方メートル

所　　在　岐阜市金岡町１００番地
家屋番号　１００番
種　　類　居　　宅
構　　造　木造かわらぶき２階建
床面積　１階　４３．００平方メートル
　　２階　３８．６２平方メートル

◎住所変更通知の無料はがきの利用について

新しい住所・郵便番号をお知り合いの方等へお知らせいただくための、無料の「住所変更通知用はがき」を、日本郵便株式会社より提供していただいております。

下記の記載例の要領でご記入のうえ、はがきが入っていた封筒にまとめて入れて、最寄りの郵便局またはポストにお出しください（切手を貼る必要はありません）。

１世帯当たり５０枚のはがきをお配りします。

「住所変更通知用はがき」の記載例

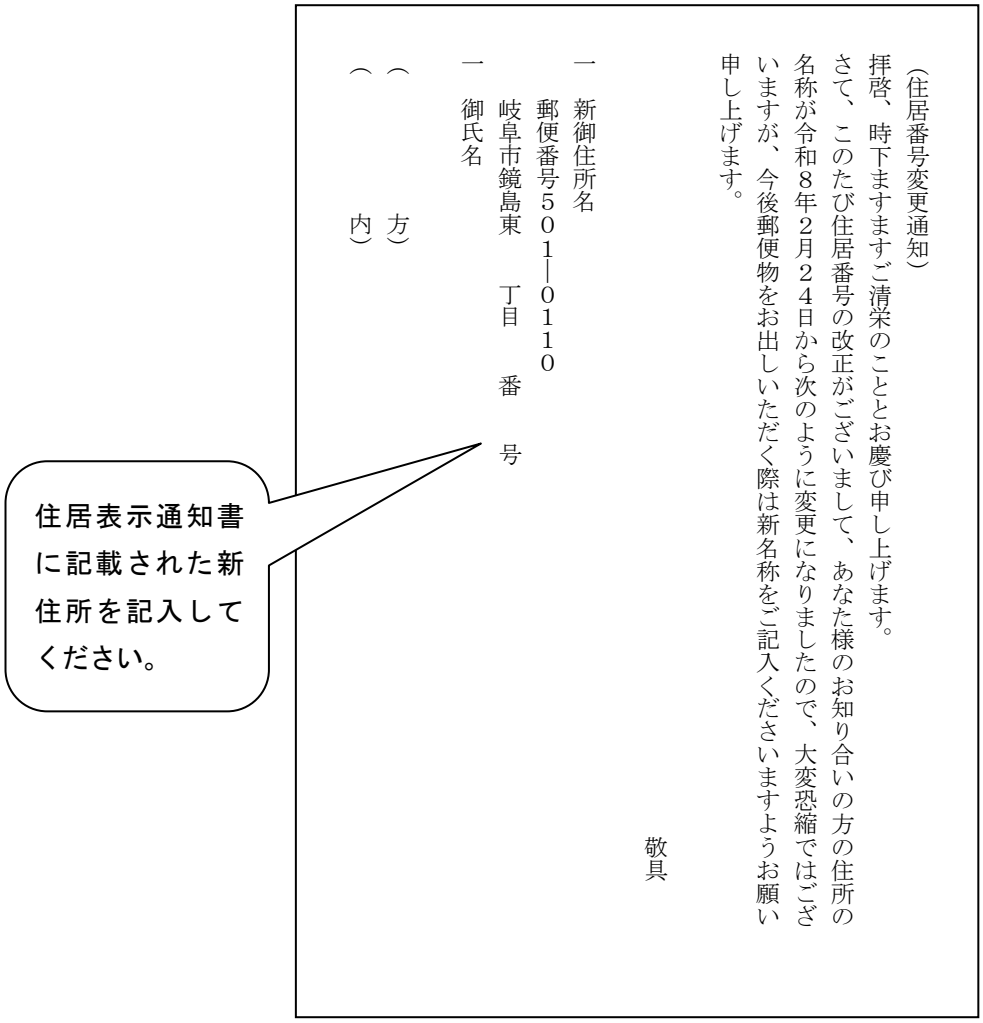

◎鏡島東地区の郵便番号は下記のとおりとなります。

〒５０１－０１１０　（鏡島東一丁目～四丁目）

◎住居表示についてのお問い合わせは

（担当）　**岐阜市　市民課　住居表示係**

電話（０５８）２１４－２８５３

Email shimin@city.gifu.gifu.jp